

# 研究通信

1974年8月刊  
村落社会研究会局  
事務  
12.93  
中央大学  
社会学部社会学研究室

## 第三回研究会

七月二十七日(土)午後一時から四時まで、本郷学士会館三号室で、本年度共通課題「日本資本主義と家」に関する第三回研究会を開催した。まず高橋明善会員より「農村の『家』について」と題して報告があり、つづいて安原茂会員より高橋報告に対するコメントがおこなわれ、熱心な討論がなされた。参加者、高山隆三(慶応大) 蓮見音彦(東京学芸大)、若林敬子(人口問題研)、益田明美(明治学院大)、小島明子(明治学院大)、似田貝香門(山梨大)、高橋明善(東京農工大)、中野 卓(東京教育大)、高木正朗(慶応大)、安原茂(成蹊大)、大内雅利(東大大学院)、宇野栄祐(中央大)、島崎稔(中央大)、吉沢四郎(中央大)。

### 報告

#### 「農村の『家』について」

高橋明善

この報告は、前回の蓮見氏の報告へのコメントとして準備されたものであり、内容、概念について私自身でも不十分な点が多くある

ことを御了承願いたい。

#### 1 (一) 戦前の家 家の本質

家族関係が不分割の集団である「家」によって継承されていくというところに日本の家の最大の特質がある。「年代を超越した縦の結合体」(柳田「先祖の話」)、「夫婦関係が家の系譜を軸にして、受け嗣がれてゆくことが、家の基本的性格」(有賀「家の歴史」)といわれる。この結果、日本の家を基礎とした家族においては血縁関係的に稀弱である。家父長制がこの「家」と結合しているのが日本の家族制度のもうひとつの特徴であった。(家と家父長制を概念的に区別して別個のものとしてつかむか、統一的につかむかの問題が残る。)

#### 2 農家の家

それは生産共同体であり扶養共同体である(共同体という概念の使用は問題を含むがこれまでしばしば使われてきた)。この家の性格を条件づけるものとして、零細農耕制、家による家業家産の掌握、生活機会の乏しさをあげ得よう。生産生活の基礎としての家産は家長により継承され(家産管理権)、労働指揮権、家計管理権を家長がもち生産と生活は継承された。労働は家族協業を軸とするものであり、家族員の労働の従属性が顕著であった。この家の構造について支那従属を強調した立場と生活保障を強調する立場があるが、両者は統一的に把握されねばなるまい。

#### 3 村落と家

家は孤立した存在ではなく、村落の生産生活の再生産の中にくまこまれて自らを維持すると共に、家々の生活の共同的基礎である村落の再生産の不可欠の単位でもあった。後者の側面は軽視されたいがある。過疎問題はこのことの再認識を求めている。村落との関係での家を論ずる場合、次のような関係が重視された。

①各種家連合の中の家（同族、隣組、ゆい、生活保障、祭祀共同など）。②「共同体」の構成単位として。水、入会地との関係では従来多くの研究が積重ねられたが、さらに重要なのは、村落や「共同体」の対自的組織として包括的機能をもつ部落の中で位置づけられた家についてである。共同的労働条件、社会的共同消費の条件整備の主体としての部落の機能をここでは考えている。家と部落のこの相互関係の中で、家の動揺崩壊と部落の動揺崩壊が相関的に進んでいることの、今日の段階での農村の生産と生活における意味を考え直してみる必要がある。③身分階層制による序列、支配指導関係の中での家の位置づけとその社会的意味については、同族研究やとりわけ法社会学の研究が明らかにしてきた。家観念は家格制とも強く結びついていたのである。

4 体制とのかかわりあいでは次のような点が問題にされた。①資本主義の再生産構造の中に組みこまれたものとして地主制と零細農耕制をつかまえ、とりわけ高地代―低賃金の相互規定による低賃金労働の給源としての家。②社会保障を代位する機能。③政治的イデオロギー的機能。地主支配の支柱として、社会的安全弁の役割を果たすものとして、家族主義的国家主義的行動様式と関連して、家族

主義的行動様式と関連して、家族主義的国家観との関連などで社会科学諸分野の人が論じた。

5 資本主義的進化との関係。①労働力評価の欠如を生み出す。すなわち、労働力の価値実現のための主体的意識の形成を妨げる。とりわけ家産としての土地への物神崇拜とそれの反面としての土地の生産手段への不転化、ただの労働の意識など。②合理的協業や、技術導入を拒否し、肉体的生存が確保されれば生産を継続する孤立した野蛮な労働を生み出す。③農民層分解と家との関係も重要である。日本における分解の特質として農民層の分解が家の分解―農家分解としてあらわれないという石渡貞雄氏の指摘がある。④資本主義は一般に個人の欲望を解放し、人格の尊厳の自覚をもたらすが、家は人間的権利を抑圧する。

## (二) 戦後の家の変化

戦後における家の変化の時期区分はなお検討されねばならないが一応三段階に分ける。変化が急激であったため、戦後の各時期における変化の具体的実証的研究は不十分である。

### 1 民主化の時期（昭和二〇年代）。

この期に関しては一応次のような点を指摘しておく。①体制的イデオロギーとしての家族制度イデオロギーの崩壊。②人権意識の拡大。④農民の家の再編。農地法の規定は樫井功氏が強調することく、今なお、生産所有の主体に家を想定している。「自作農」的な家は戦前とそれとどこが違うのか、どのように再編され、どのような基礎において相対的な安定を保證されたのかなどが考えられねばなら

なり。

2 自作農体制の相対的安定期（昭和三七と三八年頃までの時期）  
高成長の中での労働市場の拡大、労働力流出の進行、農業生産力の発展等々が伝統的家族関係の内部的变化を進めていったことが特徴的である。二〇年代が啓蒙の時代とすればこの時期は家イデオロギ―の否定が社会的に浸透してゆく時期である。しかし、家のこの面が農民の中で否定されていっただけは問題である。具体的変化としてはさしずめ次のような諸点が重要である。

①家族規模が縮小し、協業扶養の単位が小さくなり、直系家族への純化が進んだ。②商品生産、商品経済の発展が、個別的営利活動を発展させ、雇用機会の増大と共に共同体的関係を衰退させる。この結果村落と家との関係に変化が生ずる。たとえば伝統的家連合に代る組織の形成など。③戦後世代の成長と経営権の若い世代への委譲。④土地持労働者の家族の広範域での出現。零細兼業農家、貧農層ではもともと家觀念が稀薄であることが繰返し論証、実証されてきていた。新たに増加した労働者の家族と過去の零細兼業農家における家の差異を所有、農家の性格の変化と共に考えなければならぬ。⑤戦後世代の登場、都市的生活様式の浸透、都市と農村の交流の頻繁化、不均等発展の拡大等々が相まって、農家家族員の家業、家産、家に対する觀念を変化させ、個人々の主体的意識が増大する。労働力評価の意識も高まる。

しかしなお、この時期は戦後の家とその継承は相対的に安定した構造を示していた。

### 3 自作農体制の動揺期（三〇年代末期以降）

この時期における家をめぐる諸条件の変化として注目されるのは次のような点である。

①家産家業と結合した家の生活上にもつ比重の低下（農家所得中の割合は三〇％に低下した）。②家族協業の崩壊。農業専従者が四〇％にも及ぶ農家で消滅し、請負耕作や生産組織が拡がり発展し、上層農家でもワンマン・ファーム化が進んでいる。③家の扶養機能が著しく衰退した。家族員の他産業就業を通じての自立化が進み、家内部では家族関係の複数家族への分化の傾向さえみられてくる。過疎地や零細農家の離村、離農を通して家や農家の解体が進む。④家産としての土地が生産的意味を弱め、単なる資産としての性格が強めている。

以上の検討をふまえて、現在家を問題とすることの意義ならびに併せて考えなければならぬこととして次のような点をあげることができよう。

①農民家族は都市の労働者、市民家族とは異なる性格をもっている。依然として直系家族による家の継承が主流である。都市勤労者家族に接近しながらも、なお農業、家との結合を媒介として資本の収奪に直面している。家を単位として家計をひとつにすることに比べて対応している点、農業所得三〇％という点のいまなおもつ生活上の重要性などが注目されねばならぬ。農民層分解をおしとどめる論理と、農民の家の存続の論理は多くの点で共通性をもっている。

②家族協業の崩壊が進んでいるが、それに代位する生産主体が未

形成である。その結果、家族協業の崩壊がそのまま生産力の崩壊につらなる場合も多い。家族協業の崩壊はそれを基礎に成立していた自作農体制の危機でもある。代ってどのような生産主体を構想するか。

③生産的意味を弱め、あるいは失い、単なる資産的性格を強めている農地が依然として排他的独占的に家により所有利用されている。この農地が家の存続継承のどのようにかかわっているかを明らかにしつつ、限りある農地の生産的利用の新しい形態が考えられねばならぬ。

④単位としての家の動揺、解体は、その村落における存続を前提としていた「共同体」の動揺となる。生産生活のための共同活動がそのため困難化し、生産、生活基盤の悪化が随所にあらわれている。生産、生活の共同的基礎を誰が何に依拠して今後整備してゆくかが問われねばならぬ。子孫のために用水路を整備し、自然災害を克服していった家のもつエネルギーに代って何を考えるか。「ムラを発展させる力がなくなった」という事態の意味を家の動揺解体と共に考えなければならぬ。

⑤農村家族は都市家族に接近しつつある。その結果、都市勤労者家族との共通の問題として、老人問題（とくに過疎地や零細農家におけるごとくあとつぎの流出世帯、老令化してまでの農業への就業と過労など）、婦人問題（その多就業、子供の養育などの問題）、家族の生産生活環境の悪化の傾向などをかかえるものとなってきている。

⑥しかし、都市家族との共通性を強めながらも特殊性を強くもっていることも見失われてはならない。都市家族が形體的には核家族を典型としつつも、実態としては家族生活のあり方が階層的に大きく分化しつつあることと同じく、農村家族や家も単に形體的变化においてみるだけでなく、その特殊性を階層別に論ずることが重要である。都市家族とは異なる論理の下で資本主義の下に包接されている側面も見逃せないのである。

⑦最後に、国際的比較研究が重要である。たとえば、フランスでは、分割相続による経営の零細化を防止するための法的措置がとられているが、何故日本においてはそのようなことが問題にならないのか。

### 討 論 要 旨

高橋報告につづいておこなわれた安原茂会員のコメントは、戦後の農村家族を中心としていた。まず農民家族の基礎に耕地、宅地、墓地などの小所有があり、これを家産として維持していく家の活動なり、家連合の活動があったとし、この所有関係が戦後どう変わったかを三つの契機にわけて問題点を明らかにした。第一の契機は家族協業としての労働で、家父長制的な労働統括と結合していた小農技術は、戦後耕耘機の導入にみられるように技術変革を基礎に、労働協業のリーダーの変化、作業分担の下から編成という変化がみられ、所有と労働の分離がみられる。第二の契機は農家経営の管理・統利と家核の消滅生活の管理・統制で、農家経営の自給率の低下にも

ない、家族の消費生活も自給率が低下し、商品経済が入りこむが、農家では都市家族のように、農家経営と農家家計が完全に分離することはありえないのではないかとすれば生活の合理化をいかにすすめるかの問題がある。また経営・家計の両面にわたる統制権についてみると依然として年長者が握って、新しい経営の展開をばげんているのではないかと。家計管理についても妻の権利は大きくなくなってはいないし、家父長制はルーズになりながら解体してはいないのでないか。ただ大きな変化は傍系親族が家族協業から排除され、傍系親族の収入は家計に入れてない点である。こうした変化を示す家族は高橋氏のいうように直系家族への純化ではなく、実態的には二世代夫婦として把えてよいのではないかと。第三の契機は農民家族の観念的表現としての家で、観念の基礎としての土地の小所有が、家産から生産手段として意識されるといふ変化の中にあるのではないかと。鹿島調査でも家産としての小所有は解体し、生産手段として維持されていることが明らかにしている。いずれにしても、現在の農民家族をどうポジティブにとらえるか、どのように新しい農民主体が成立しているか、実態に即して把握する必要がある。

大要、以上のような安原会員のコメントのあと、島崎会員を司会者として討論に入った。討論はきわめて多岐にわたり、重要な指摘がなされたがその詳細を紹介することは紙幅の関係でできない。そこで討論の中で論点となったいくつかをあげると、まずその一つは、高橋報告と関連して、家族協業は解体したかどうかという問題で、家族をこえた生産組織が抬頭している事実注目する見解と、家族

協業は多就業形態をとりながらも存続しているという見解が出され、これと関連して、農民の家を解明するためには家産、家業経営、家計を区別し、それらが戦後過程でどう変化したか実態的に究明する必要があると認識された。また家産、家業経営、家計というなかでは家業経営が中心ではないかと、たとえ戦前段階で小作農は家産はなかつたが家はあつた。そこでは家業経営が世代的に継承されることが中心であつた。また家族協業を契機として重視する見解に対し、水田地帯にみられる機械化一貫体系は単身で経営を可能にしており、ここでは家族協業が問題ではなく、家族単位に経営がおこなわれていることが重要である。したがって、家とは何かが改めて問われなければならぬという指摘もあつた。

農民家族は小所有を基礎にしているが、小土地所有の意味も、また家観念も、上層農と土地持ち労働者に分けてみる必要があるとあり、自作農体制が崩壊している現状では、上層農は請負耕作のなかで従来の家産としての認識の変化がみられるだろうし、土地持ち労働者（第二種兼業農家群）はその家計費を農外所得に依存し、その土地が不動産化するなかで、分割相続になりつつあり、その意味では、勤労者の家族の家観念に接近しているのではないかと指摘があつた。いずれにしても、共通課題からすれば、資本の論理が小農民家族にいかん貫徹するか、所有が依然として一定の意味をもちながらも、労賃の高水準が農民の家族経営を解体する側面も明確にする必要が認識された。

最後に去年の課題の継続という点からは、都市家族、その中でも

小所有に基礎をおく小営業者家族の実態も検討される必要が認識された。(討論要旨文責 吉沢)

## 委員会記録

○第三回合同委員会

一、期 日 七月二十七日 午後四時より

一、場 所 本郷学士会館

一、出席者 高山隆三、蓮見音彦、似田貝香門、高橋明善、安原茂

中野 卓、島崎 稔、吉沢四郎

一、議題

(イ)大会運営に関する件

事務局より「研究通信」(九二号)で大会報告者の公募をした結果について、まず自由報告の希望が、柿崎京一、布施鉄治、白櫻久、佐藤常雄、高山隆三、大野晃、益田明美、淵野各会員より出されているとの報告をおこない、次いでさきに全国の運営委員、宿題委員、編集委員によりよせられた共通課題報告者、司会者のリストを参考資料として提出し、次いで蓮見宿題委員から、宿題委員会が予定した共通課題報告者を発表してもらい、自由報告、共通課題報告者および司会者の選定をおこなった。自由報告の希望は七報告あったが、共通課題については残念ながらなかつたので、報告希望者全員に報告していただくが、自由報告希望の一部の会員には共通課題報告にまわってもらうこともふくめ原案を作成し、運営委員会が早急に交渉する

ことを決定した。

(ロ)その他 国際農村社会学会について

蓮見会員より、アメリカのウイコンシン大学が事務局をしている「国際農村社会学会」の会員は、現在、アメリカ、ヨーロッパ、ラテン・アメリカ地域が中心で、アジア、アフリカに少ないので、未加入地域で会員の勧誘中であり、その紹介を求められたので、村落社会研究会を紹介したため、八月中旬に会員に国際農村社会学会から連絡があると思われるとの報告がおこなわれた。

## 事務局短信

○ 会費払込みのお願いを重ねていりましたが、よろしくお願ひします。同封の便りでは不本意ながらきつい表現となっておりますが、研究会発展のためですので何卒御了承下さい。大会までに新しい会員名簿を作成しようとして只今準備中ですが、たとえば、会員三〇〇人のうち八年分滞納されている会員が四〇人もいますし、六年分滞納五人、五年分滞納九人、四年分滞納一五人もおります。もちろん、そのうち払うと思っているうちに忘れたり、大会に出席したとき払うつもりでいて欠席して滞ったり、会員に他意があるとは毛頭考えませんが、自主的研究集団が、こうした会員を構成員として運営することは、物価騰貴が著しいときだけに大変困難です。そこで、この機会にあらためて会費納入をお願いし、研究会の財政上の建直しをはかると考えた次第です。何

卒、事務局の真意を御理解の上、会費徴収に御協力下さるようお願い申し上げます。

なお、会費徴収事務と納入窓口を別にしているため、請求が二重になったり、領収書の発行がおくれたり御迷惑をおかけしていることがあるかと存じますが、その点御理解下さいますようお願い申し上げます。(吉沢)

### 会員動向

#### ◇ 新入会員

○竹安 栄子 関西学院大学院

〒五七三 大阪府枚方市岡山手町二一八

○木下 博道 関西学院大学院

〒六六〇 尼崎市金楽寺西福寺二一

○曾我部信子 関西学院大学院

〒六六二 兵庫県西宮市石劔町六一四

○南 育広 関西学院大学院

〒六三六 奈良県北葛城郡王寺町久度一一一六

#### ◇ 住所変更

○斉藤 典生 〒九八〇 仙台市北山一一〇一二三

○光吉 利之 〒五三二 大阪市淀川区三津屋中二一五一一

#### ◇ 住所不明会員についてのお願

次の方をご存知の方がありましたら至急お知らせ下さい。

○佐藤 三三 (会費の納入をいただきましたので領収書を発送したところ返送されて参りました)



## 東北山村の調査から

吉 沢 四 郎

会報九三号の原稿を印刷所に入れ、八月十九日から山形県鶴岡市の「田川林業地」に調査にでかけ、帰京して二六日、校正のため印刷所に出かけると、一頁分の空白があるので埋めて欲しいという。しかも明日午前中という条件だった。編集のまずさが悔やまれたがどうしようもない。会員の声を掲載しようと思いつきながら紙面の都合で実現しなかったのに、会員の皆さんに申し訳ない。やむをえず、東北山村調査のなかで気づいたことを記させていただき空白を埋めることにした。

町村合併、農協合併と同じように、山村の森林組合も合併による大型化が、行政的にすすめられている。山形県でも昭和三〇年に一四六あった森林組合は、昭和四八年に五三組合となっている。合併のメリットは、いりまでもなく規模拡大による事業量の増大、効率化などがあげられている。

だが、大型化が意図したこうしたメリットを実現できるかどうかは決して単純でないようだ。田川林業は地帯に昔から木場作をとりいれ、大豆、小豆、カブ、スイカなどを間作しながら植林し、植林後四年位は下刈を必要としない造林法で技術的特質をもつ、農家林業地帯だ。ここにあって田川森林組合も昭和三八年に鶴岡森林組合に合併した。

現在の鶴岡森林組合は、こうした旧町村の森林組合七つを合併し

てつくられた。地区内民有林面積約九、〇〇〇ヘクタール、組合員二二九〇名である。昭和四二年に林業構造改善事業の指定を受け、林道開説、チップ工場建設、集材機など資本整備の高度化に七千万円が投入された。こうして地域林業の有力を担い手として期待された森林組合は、どうしたことか四八年には林業構造改善事業で設立したチップ工場を「北越製紙」に売却しなければならぬ事態に落ち入っていた。組合の共取場として用意した土地も手放していた。合併時に十八名いた職員は二名になっている。

もちろん、経営が縮小した理由は、外材支配型の市場構造への変化をはじめた皆さんの要因があげられるにちがいない。私は農家林業地帯の林業に熱心な四戸の農家にインタビューした際、ある農民は「旧組合のときは技術指導など熱心にやってくれて、よい話し相手だったが、合併したら疎遠になった」と語っていた。四戸の農家は、いずれも組合が自分たちのものだとは考えていないようだった。組合が経営体として大型化することは、経済効率から合理的としても、その基盤を失うなら問題であろう。森林組合が労務班を組織したことは、労働力不足下の今日、林業労働の担い手として注目されているが、ここでも森林組合員の依託は小規模で不効率だからと拒否し、林業公社・公団の造林・保育を主として請負っている。事業の経済性から必然としても、それで、地域に根ざした森林組合となるのだろうか、の疑問をもった。森林組合の大型化、資本整備の高度化は、農民の小規模林地所有とどうしたいらるんを矛盾を生んでいる。豊かな緑の担い手をどこに求めたいののだろうか。